

平成23年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

平成23年3月29日（火）

議事日程第1号

平成23年3月29日（火曜日） 午前10時 開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 報告第1号 専決処分の報告について

第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

第6 議案第3号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

第7 平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算

出席議員（9名）

1番 塩田邦平	2番 須藤政孝	3番 菊地栄助
5番 生田目進	6番 長谷部一雄	7番 大倉雅志
8番 森 清重	9番 丸本由美子	10番 広瀬吉彦

遅参通告議員 なし。

欠席議員 4番 荒井裕子

説明のため出席した者

企業長	伊東幸雄	院長	吉田直衛
学院長兼副院長	塚越 哲	副院長	三浦純一
副院長兼看護部長	真壁ヒサ子	事務長	菅野俊明
病院建設対策室長	有我新一	医事課長	有賀直明
総務課長心得	塩田 卓		

午前10時00分 開会

○議長（広瀬吉彦君）

皆様、おはようございます。

ただいまより、平成23年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、荒井裕子議員でございます。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査及び定期監査結果報告書が提出されております。

印刷の上、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

これより議事に入ります。

日程第1、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、5番、生田目進議員、6番、長谷部一雄議員、7番、大倉雅志議員を指名いたします。

この際、日程第3、報告第1号から日程第7、議案第4号までの報告1件、議案4件を一括して議題といたします。

あらかじめお願いいたします。説明、質問及び答弁に当たっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

企業長。

○企業長（伊東幸雄君）

おはようございます。企業長の伊東でございます。よろしくお願いいたします。

本日ここに、平成23年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には東日本大震災の発生によりまして、その災害対応に大変忙殺されている最中だと存じますけれども、ご参集を賜りましてまことにありがとうございます。衷心より御礼を申し上げます。

今回の大震災、そして、その後の原子力発電所事故によりまして、当地域にも大きな被害もたらされております。いまだ大きな困難の中での生活を強いられている方々も多く、構成市町村、住民の方々には心からお見舞いを申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、ただいま一括議題となりました報告1件、単行議案3件、予算議案1件、計5件についてご審議をいただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ちまして、東日本大震災に関連しての本院の被害の状況についてご報告を申し上げたいと思います。

地震発生直後に、これまで入院患者の療養の場として使っておりました本館病棟の建物につきまして、大きな揺れによります被害が確認されました。その時点で、今後の余震等の影響も考慮し、直ちに避難が必要だという判断をいたしまして、入院患者さんを順次本館病棟から退避をさせるために、たまたま、翌日の12日から新館への引っ越しを予定しておりましたので、新病棟のほうへ患者移送を緊急に行ったところでございます。ただ、エレベーターが使用できない状況での搬送でございましたので、大変困難を極めました。全職員の連携、協力のもとに、防災訓練等で習得したとおり、シーツ、毛布を使って、安全を確認しながら非常階段を使用して、開始から50分程度ですべての患者さんを新病棟に移送することができたところでございます。

その後、全員の安否、健康状態を確認いたしまして、全員の無事、震災の影響による急変などの症状、状態の悪化がないことを確認しております。

その後、患者さんの療養に必要な環境の整備として、ベッド、これはエレベーターが使えなかったのが苦労したのですけれども、これを運び出しております。さらに旧館のほうに残っております外来機能が損なわれましたので、これを確保するために、新館のほうの1階の救急外来フロアを中心に外来診療室を仮設するということを決定しまして、土曜日、日曜日をかけまして必要なもの、旧病棟の機材などの移動を行って、14日の月曜日からは診療に当たっているところでございます。

この間も余震が続きまして、建物構造上の変化に細心の注意を払いながらの作業となったわけでございますけれども、14日、月曜日の日に新病棟の施工業者であった安藤建設株式会社、まだ残っている方もいらっしゃるものですから、お願いをいたしまして、建設本部の技術部長さんを派遣いただいて、建物の被害状況について目視による簡易な調査を行っております。同日の夕方までにはその結果が報告されまして、本日お手元のほうに写真をつけましてその概要をお配りしております。

結果について私のほうから申し上げたいと思いますけれども、まず損傷の状況として、本館の病棟でございますけれども、これはすべての階で、6階までなんですけれども、階段室の耐力壁などに上下方向に構造ひび割れを確認しております、これが余震のたびに割れている幅が大きくなってきているという状況にあるということでございます。

あと、1階の耐力壁の一部に、裏面まで貫通した約3ミリメートルのせん断ひび割れが確認されております。

あと、2階の柱に最大1.2ミリメートルのせん断ひび割れがあり、主筋がむき出しになっている柱を確認しております。

一番前の外来棟でございますけれども、これは3階S造部分、鉄骨構造になっておりますけれども、これは主に桁行き方向に大きく変形いたしまして、耐久性をあらわす剛性率というものが極めて小さくなっているという指摘があります。

あと、2階の外側になりますけれども、腰壁と柱の接する水平面に、数ミリ程度のひび割れが発生している箇所が数カ所確認をされております。

一番新病棟に近いほうのICU棟と言っておりますけれども、こちらは昭和57年の建築ということがありまして、耐震要素に目立った損傷は見当たらないという調査結果をいただいております。

そういう意味で、本館病棟については調査の結果、直ちに解体撤去することが適切であること、外来棟については継続使用も考えられるが、耐震診断の精査を必要として、その上で最上階部分、3階部分に手術室を後で増築しておりますけれども、この部分を撤去した上で、2階以下については適切な補強が必要であるということです。

あと、ICU棟については損傷程度が比較的低いということですが、昭和57年の施工ということで、経年劣化を考慮すると今後長期間の使用には適さないと

いうふうな結果をいただいております。こういったことを踏まえまして、現在、旧建物全館すべてについて立ち入りを禁止しております。

ここに入っております機能ですけれども、薬局、臨床検査科、総務課、医事課、リハビリ、検診室など、これを新館の7階等に緊急的に引っ越し避難をして業務を維持しておるところでございます。

したがって、入院病棟としての建物本来の機能、7階まで本来は入院病棟として使うわけでございますが、それが縮小された状態で、現在、3階から6階までの4つの病棟で運営をせざるを得ないという状況になっております。

今後ですけれども、耐震診断基準をもとに、地域医療を守ることとともに、病院としての経営を安定させることをまず第一の目標として、早期に従前の診療機能を復旧させるための検討を重ねておるところでございますけれども、何と云っても外来機能の本格稼働、新病棟7階までの全病棟稼働については喫緊の課題となりますので、今後、臨機応変な判断や対応が必要になってくるものと考えております。議員の皆様方にも特段のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

なお、今回の被災に際しましては、たまたま新病棟が完成していたということもあって、患者の安全確保、あるいは完全とはいかないんですけれども診療体制の継続、こういったものが可能だったことは幸いなことだったというふうに思っております。

また、地元の皆様をはじめ、多くの団体、個人の方々、さらには福島空港を活用した関西あるいは関東方面からの物資の提供など、各方面から大きな支援をいただいております。ここにご報告を申し上げて、御礼を申し上げたいと思います。

こういった力を得まして、一日も早く病院本来の機能を回復し、地域医療を安定的に提供できるよう、地元医師会あるいは他の医療機関とも連携しながら、職員一丸となって努めてまいりたいと思っております。

一方、当院といたしましても、震災後、一時的に近隣の避難所を巡回したり、あと、被災の著しかった南相馬市の渡辺病院から、人工呼吸器による管理の必要な重症患者さん2名を含む10名の患者さんを今、受け入れております。こういったことで、被災者の支援にも病院として努めているところでございます。

それでは次に、病院事業の概要について申し上げたいと思います。

まず、病院経営の根幹となります常勤医師体制につきまして、4月からの体制でございますけれども、内視鏡外科認定医の研修のために、愛知県内の病院から外科医師1名をお迎えすることとなりました。2年間での技術認定取得を目指しているということでございますけれども、当院で行われている内視鏡外科手術が全国的にも高いレベルでの実績ということで評価をされた結果でありますので、大変喜んでおりますし、今後の医師招聘にもつながるものと期待をしておるところでございます。

このほかの異動ですけれども、臨床研修期間が終了する研修医など2名が年度末、退職となります。さらに、福島県立医科大学の人事異動によりまして、勤務医2名が医大のほうに戻るといふか退職となりますが、ここは後任として2名の医師が同数派遣、赴任される予定となっておりますので、新年度当初の常勤医師体制は23名ということになるかと思えます。

また、現在、医師招聘活動として、プロジェクトチーム会議を毎週定期的に行っておりまして、特に研修医獲得に向けての取り組みを強化しようということで、この1月には福島県立医科大学の講義棟をお借りいたしまして、医科大学生を対象に出前講座を開催し、本院で行われている最先端の医療を紹介するなど、講座を開いております。こういった活動を通しまして、今後の勤務医の獲得につながる情報の収集にも引き続き努めていきたいと思っております。

次に、平成22年4月から、1か月前の23年2月までの当病院の運営状況についてご報告を申し上げます。

まず、患者数ですけれども、入院患者数は2月末現在で6万1,336人、これは前年同期と比較いたしまして4,798人の増。一方、外来患者数のほうは7万7,547人でございまして、これは前年同期と比較いたしまして1,564人の減ということになります。

ただ、医業収益といたしましては、前年同期と比較して2月末現在で4億132万円余りの増となっております。

また、病院事業の経常収支の状況でございますが、2月末現在で経常収益が35億8,484万円余り、一方、経常費用のほうは36億9,307万円余りとなっております。経常費用が上回った状況にはなっておりますけれども、今月初旬に、構成市町村のほうから不採算医療分の繰入金といたしまして2億5,371万円余

りが収入済みとなっておりますので、この時点で申し上げますと経営状況は順調に推移してきたものと思っております。

しかしながら、今月、一つは新病棟への引っ越しによる診療の制限を行っております。これについてはもう既に織り込み済みでございます。ただ、その後の14日から本来は新病棟での本格稼働ということの予定になっておりましたけれども、こちらのほうは、震災によりまして診療機能が先ほど申し上げましたような事情で縮小することになりました。こういったマイナスの影響が最終的な収支差引額となつて決算の上であらわれてくるものと想定をしているところでございます。

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

平成22年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計について、須賀川市などで助成する子宮頸がんワクチン接種のための薬品購入などのために、これは当初に予算を組んでおりませんでしたので、材料費の中の薬品費といったものが不足となります。これは緊急に補正が必要となったために、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分として補正を行ったものでございます。

次に、議案第4号「平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」についてでございます。

これもお断りがあるんですが、予算編成に当たりましては、新病棟が全面稼働となる前提での積算となっておりますので、今回提案する予算は震災の影響を反映させておりません。4月以降の運営状況を見ながら、例えば緊急に危険除去等の措置などこういったものも含めまして、事案によっては専決処分も考慮しながら今後必要な補正を行わざるを得ないことについて、ご理解をお願いをしたいと思います。

それでは初めに、予算編成に当たっての基本的な考えについて申し上げます。

平成23年度は、公立岩瀬病院改革プラン、最終年度の3年目となります。目標に掲げております、「地域に必要な医療提供体制、良質な医療を継続して提供できる医師体制の構築」「経営の安定」に向けて取り組んできた仕上げの年に当たります。

そういった意味で、経常収支比率、職員給与費、病床利用率などの目標を達成することを基本に、改めて患者中心の医療サービスを追求、推進することとしており、より安心・安全で質の高い医療サービスの向上に向けて、このたび完成いたしました新病棟をいかに有効に活用していくか、こういったことを主眼に予算を組んだと

ころでございます。

特に新病棟は、特別個室2室を含めまして個室が45室、感染個室6室を合わせまして全病室の半数が個室ということになります。療養環境は格段に向上いたしますので、病棟での患者満足度を高めるため絶好の機会であるということで、職員の英知と経験を最大限に発揮していきたいと思っております。

また、地域医療支援病院を目指しております。地域連携をさらに強化・拡充し、紹介率・逆紹介率の一層の向上を目指します。そのためには、診療体制を充実させ、医療機能を高めていくことが重要でありますから、医師招聘の取り組みを特に重視したいと思います。

さらに、救急医療の取り組みを引き続き強めまして、須賀川地域の救急患者の市内医療機関への搬送率、これを当面50%以上となるよう、地域の他の救急関係者、病院と連携を強めながら、地域医療に対して信頼を高めていくように努力をしてみたいと思っております。

予算内容につきましては、収益的収支のうち収入に係る積算基礎となる入院患者数、外来患者数、診療単価等につきましては、本年度の実績等を勘案するとともに、病床数が新病棟完成に伴いまして、現在の212床から240床に増加をします。このことから、総額といたしましては、47億9,441万円余りの収入を見込んでおります。これは前年比115.3%、6億3,575万円余りの増となります。また、支出につきましては、病床数増に伴います7対1看護体制の確保に要する人件費、さらには入院診療の拡充に伴います材料費、薬剤とか診療材料でございますけれども、それが当然増をいたします。さらには、新病棟完成に伴う施設管理費の増などを見込みまして、こちらも増額の支出として47億9,441万円余りの支出となるものでありまして、昨年を引き続きまして収支均衡予算となっております。

この結果、最終年度となります改革プランの数値目標との関係で申し上げますと、経常収支比率は98.6%という目標ですけれども、これは収支均衡のため100%ということとして、1.4ポイントの増。職員給与費は、比率が55.3%が目標ですけれども、対しまして55.1%となる予定ということで、0.2ポイントの減。病床利用率は80%を予定しておりますが、85.3%に5.3ポイントの増というふうな計画になっておるところでございます。

次に、病院組織についてでございます。

新年度より総院長職というものを設けまして、地域医療の充実のために地域住民との対話、あるいは医師会・行政機関等関係機関との連携、さらには病院・診療所との連携強化など、院外との調整体制を強化をいたしますとともに、院長には院内の病院事業の統括者として、副院長2名を補佐役とする体制といたしました。今後、この体制で病院事業に当たっていくこととしたところでございます。

また、地域医療を守るための取り組みといたしまして、病診連携、病病連携の一層の強化に努めまして、私ども急性期病院としての役割を明確化し、紹介・逆紹介を推進することによって、地域の医療機関それぞれの特性を生かしながら連携体制を強化し、地域医療の一層の充実を目指すとする地域完結型の医療の確立に向けまして、本院の役割を果たしていきたいと考えております。

さらに、当院と福島病院との統合の可能性など、須賀川、岩瀬、石川地方の地域医療のあり方の検討につきましては、昨年12月の「須賀川、岩瀬及び石川地方地域医療懇談会」の中で、研究会での議論の結果が報告をされたところでございます。今後、この協議会での協議を踏まえながら、本院といたしましても、喫緊の課題としての周産期医療、産科医療、小児科医療など、地域医療を守るための当面の措置といたしまして、福島病院との間で現時点での具体的な相互援助の方策を検討するなど、医師レベルでの定期的な協議を毎月定期的に開催をしておるところでございます。

引き続き、当地域の地域医療が安定的に提供されますよう、最大限の努力をしてみたい所存でございます。

以上、病院事業の現状について申し上げましたけれども、今期定例会には、ただいま申し上げました平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算を含め、報告1件、単行議案3件、予算議案1件、計5件を提案しております。詳細につきましては、この後、事務長からご説明申し上げますので、慎重にご審議の上、速やかな議決を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（広瀬吉彦君）

事務長。

○事務長（菅野俊明君）

それでは、ただいま議題となっております報告第1号から議案第4号までの報告

1 件、議案 4 件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第 1 号「専決処分の報告について」であります。

専決処分いたしましたのは、専決第 3 号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の変更について」であります。

次のページ、専決第 3 号をごらんください。

これは、福島地方広域行政事務組合が本年 3 月 31 日をもって解散することにより、福島県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、当組合を組織します団体数の減少及び規約の変更について協議がありましたので、異議がない旨回答するに当たり、企業長の専決処分事項の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、議案第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

専決処分いたしましたのは、専決第 1 号「福島県市町村総合事務組合同規約の変更について」であります。

次のページ、専決第 1 号をごらんください。

これは、福島県市町村総合事務組合議会議員の定数等の変更、管理者及び副管理者の選任の方法の変更、議決方法の特例についての条文の整理などについて改めるため、これら規約の変更について協議がございましたので、異議がない旨回答するに当たり、議会を召集の上、審議をいただく時間的余裕がございましたので、これにつきまして地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして専決処分いたしました。同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 2 号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

専決処分いたしましたのは、次のページをごらんください。専決第 2 号「平成 22 年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第 2 号）」であります。

その性質上、急施を要し、議会を召集の上ご審議をいただく時間的余裕がございましたので、これにつきましても地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして専決処分いたしましたものでございます。同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、その承認を求めることとございます。

補正の内容についてでございますが、「平成 22 年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第 2 号）」、次ページをごらんください。

第2条に、予算第3条に定めました収益的収入及び支出について、860万7,000円を補正増するものでございます。

それから、第3条として、予算第10条に定めましたたな卸資産の購入限度額につきまして、7億4,757万8,000円を1,919万4,000円増の7億6,677万2,000円に改めるものでございます。

次のページをごらんください。

補正予算実施計画の内容ですが、計画の下段の支出の欄、第1款1項2目の材料費の薬品費1,828万円の補正増は、当初予算に計上していなかった高校生対象の子宮頸がんワクチン接種事業を受託するというこのため、このワクチン購入経費と、また、抗がん剤やリウマチ薬などの非常に高価な薬品が増加したことによる補正増でございます。

3目経費の委託費87万3,000円及び6目研究研修費の研究雑費300万は、執行残で、2項の企業債利息は、借入額及び借入利率の減によりまして執行残が生じる見込みでございますので、これを補正減いたしまして、支出総額で860万7,000円の補正増をするものでございます。

この財源につきましては、上段の収入の欄にありますとおり、ワクチン接種に伴う収益として、支出と同額の860万7,000円を補正増するものでございます。

次に、議案第3号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

企業長の給料月額につきましては、前年度に引き続きまして、平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）、この期間について10%減額し、68万6,000円を61万7,400円に改めるものでございます。

ただし、平成23年6月及び12月に支給する期末手当の基礎となる給料月額につきましては68万6,000円とするものであります。

この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第4号「平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」についてご説明いたします。

1ページをごらんください。

第2条、業務の予定量であります、(1)の稼働可能な病床数は、前年度212床から28床増加いたしまして240床としております。

(3)の1日平均患者数は、入院で、これは前年度より17人増加の209人、外来では、前年度より7人減少の370人を見込んでおります。これによりまして、年間患者数は、入院で7万6,494人、外来で9万280人と見込んだところでございます。

次に、主な建設改良事業であります。建物改修工事費等の建設改良費として1億4,244万5,000円、医療機器等の資産購入費1億円を予定しております。

第3条及び第4条につきましては、3ページからの予算実施計画においてご説明をいたします。

まず、2ページをごらんください。

第5条の企業債につきましては、医療機器等の購入経費に充てるため、起債の限度額を1億3,000万、その他起債の方法等につきましては、記載のとおり定めるものでございます。

第6条の一時借入金は、その限度額を2億5,000万円と定めるものでございます。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費及び交際費の2項目を定めるものであります。

第8条の補助金につきましては、他会計からの補助金等について、(1)から(4)まで記載のとおり定めるものであります。

第9条のたな卸資産購入限度額は、薬品費、診療材料費、給食材料費、燃料費等のたな卸資産の購入につきまして、その限度額を定めるもので、9億181万7,000円と定めるものでございます。

次に、3ページをごらんください。予算の実施計画についてご説明いたします。

初めに、入院収益でございます。1日平均患者数209人、平均診療単価4万9000円を基礎として積算しておりまして31億2,860万4,000円とするものであります。

次に、2目外来収益9億8,946万8,000円は、1日平均患者数370人、平均診療単価を1万960円とするものであります。

3目その他医業収益4億6,458万1,000円は、室料差額収益のほか、記載のとおりでございますが、一番下にあります他会計繰入金2億6,753万9,000円は、救急医療、高度医療などの不採算医療に対する構成市町村からの繰入

金でございます。

次に、2項医業外収益でございます。主なものについてのご説明をいたします。

2目他会計繰入金3,497万7,000円は、企業債利子の一部につきまして、規約に基づき構成市町村から負担していただく出資金でございます。

3目他会計負担金7,674万2,000円は、病院企業団及び高等看護学院の運営費として、規約に基づき構成市町村から分賦金としてご負担いただくものでございます。

5目訪問看護収益1,920万円は、在宅訪問医療に係る収益でございます。

6目その他医業外収益3,469万9,000円の主なものは、高等看護学院収益の2,545万円でございます。

8目地域包括支援センター収益2,828万1,000円は、須賀川市からの運営委託料などでございます。

次に、4ページをごらんください。支出についてご説明いたします。

給与費は25億2,348万9,000円でございます。これは、医師22名、看護師189名、医療技術職42名、事務職25名及び技能労務職9名の給料、手当及び法定福利費を初め、非常勤医師の報酬、臨時職員の賃金などでございます。

次に、2目材料費8億1,740万円は、薬品費、診療材料費等の購入経費でございます。これにつきましては、前年度より9,544万円増となっております。後発薬品の積極的採用など経費節減に取り組んでいるものですが、新病棟稼働により患者数が増加することとあわせて、抗がん剤、リウマチ薬などの高額薬品費が増加することによるものでございます。

3目の経費8億5,991万6,000円は、光熱水費や燃料費、医療機器や事務機器の賃借料、医事業務及び施設維持管理、清掃業務の委託費、退職手当負担金が主な内容となっております。この内容につきましては、主に新病棟稼働に伴う施設の維持経費に係る委託費1億111万円、市町村総合事務組合への共済の負担率、これが増加されましたので、これに伴う負担金が5,841万円増加したことによるものでございます。

4ページの減価償却費3億1,076万2,000円は、建物のほか、記載の固定資産について、定額法により償却するものでございます。

5目資産減耗費130万5,000円は、使用に耐えない器械備品等を用途廃止

するために要します固定資産除却費でございます。

6目研究研修費1,750万円は、医師、医療技師及び看護師が学会や研修、研究会等に出席するための経費でございます。

次に、2項医業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費7,353万4,000円は、平成22年度までに借り入れた企業債の利子でございます。

2目繰延勘定償却1,051万2,000円は、今回の6・7病棟改築事業費に含まれている仮払消費税5%が多額となります。病院の売上げは非課税がほとんどでありますので、非課税に対応する仮払消費税は控除できないため、これを単年度の雑損失で処理することになりますと赤字が大きくなりますので、地方公営企業法施行規則に基づきまして、これを繰延勘定（固定資産）に経理いたしまして、20年間で償却していくというものでございます。

4目感染症病床費290万7,000円は、感染症病床6床、これに要する備品、維持費用に要する経費でございます。この財源につきましては補助金をもって充てることになっております。

5目病院企業団費179万7,000円は、議員及び監査委員の報酬、次ページの交際費まで、病院企業団の運営に要する経費でございます。

6目高等看護学院費1億39万5,000円は、教務員等11名の人件費ほか、記載のとおり学院運営に要する経費でございます。

7目訪問看護費3,072万7,000円は、訪問看護ステーションの事業経費で、人件費が主な内容となっております。

次ページの8目地域包括支援センター費2,826万4,000円は、須賀川市からの委託によりまして事業を実施しております。これは人件費が主な内容でございます。

8ページ9目指定居宅介護支援事業費1,239万6,000円は、介護支援専門員による、要支援または要介護状態である高齢者の方を対象にケアプランなどの作成、こうした事業を行っております。これについても人件費が主な内容でございます。

10目消費税350万円は、保険適用外の自由診療、人間ドック、各種証明書等に係る課税売上に係る納付予定消費税でございます。

病院事業収益及び病院事業費それぞれ47億9,441万1,000円を見込み

まして、収支均衡予算としたものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。9ページをごらんください。

資本的収入の総額は1億6,660万4,000円でございます。1項1目出資金6,660万4,000円は、企業債元金に係る構成市町村からの出資金でございます。

2項1目企業債1億円は、医療機器購入に係る借入金でございます。

次に、資本的支出の総額は3億6,594万9,000円でございます。

1項1目企業債償還金は、1億2,350万4,000円でございます。

2項1目建設改良費1億4,244万5,000円は、職員1名の人件費、2期工事の基本設計委託料4,620万円、建物改修工事費6,000万円及び器械備品費の2,690万9,000円でございます。

2目資産購入費1億円は、医療情報システム及び在庫管理システム、これの資産購入費5,824万2,000円と医療機器購入費4,175万8,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額1億9,934万5,000円につきましては、1ページに記載してありますとおり、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

10ページをごらんください。10ページが資金計画、11ページから15ページは予定財務諸表となっております。この説明につきましては、省略させていただきます。

16ページをごらんください。

給与費明細書であります。総括、職員数であります。一般職員は、医師、看護師等合わせまして303人、前年度と比較しまして22名増となっております。主に看護師12名、医療技術員9名増によるものでございます。26億6,374万5,000円となっております。

次に17ページから18ページまで給料及び手当の状況でございます。職種別としておりますが、医療職の(一)は医師、(二)は医療技術員、(三)は看護師となっております。給料及び手当の状況は記載のとおりでございます。

以上、報告1件、議案4件につきまして提案理由の説明を終わります。よろしく

ご審議を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（広瀬吉彦君）

これより、報告第1号「専決処分の報告について」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

本件については、これにてご了承願います。

次に、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、丸本由美子議員。

○9番（丸本由美子君）

ただいま専決処分第2号の補正予算について、先ほど提案理由の説明の中で、子宮頸がん予防ワクチンに対する補正の内容についてお聞きいたしましたので、その中身について、件数、どの程度公立岩瀬病院では接種を予定した中での補正を組んでいらっしゃるのか。新年度にもわたって継続するものですから、須賀川市にとっても予算が大変計上が多くて困難を極めるということもお聞きしたのですが、早急な対応をしていただくことについては、私ども女性そしてこういう子供たちにとっても大変重要な案件ですので、その決断も大変よかったなと思うことも述べさせていただきます。質問をさせていただきます。

○議長（広瀬吉彦君）

ただいまの9番、丸本由美子議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。
事務長。

○事務長（菅野俊明君）

須賀川市内の高校生、1学年を対象に、540人分、単価1万5,939円ということで見込んでおります。

○議長（広瀬吉彦君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (広瀬吉彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。

次に、議案第3号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (広瀬吉彦君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (広瀬吉彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第3号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (広瀬吉彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、大倉雅志議員。

○7番 (大倉雅志君)

2ページの6条、一時借入金の金額と、あと、12ページにあります流動資産の中の現金預金の関係についてお伺いいたします。

先ほどの説明の中で、この地震が大きな補正を伴うということが予想されるわけですが、現金運用に当たっては、内部留保的な流動資産の、現在7億弱ほどありますが、こちらを優先して使ってから一時借入金を使うのか、一時借入金を先に使ってから内部留保現金を使うのか、その辺の取り扱いをどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（広瀬吉彦君）

ただいまの7番、大倉雅志議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。
事務長。

○事務長（菅野俊明君）

お答えいたします。

現金預金は6億9,785万9,000円で、これは23年3月31日の見込み額というふうになりますが、当然、今回震災に係る旧病棟の解体等、あとは外来棟、先ほど企業長のあいさつにもありましたが、外来棟は何とか補強しながら使える、そういう見込みのもとに、これから正確な数字を割り出して、どれくらいの費用がかかるか、その上でその辺も判断する必要があるというふうに考えています。

その上で、基本的には現金預金とこの借入額の区分につきましても、その順番は今のところ、優先する分については、自己資金を優先しながらというふうになるかと思いますが、ただ、これにつきましても当面、毎月月々の収支がかなり厳しい状況になってくるものと予想されますので、職員の給与費等を支払う原資とするようになるかと思いますが、そういう意味では、この自己資金を使いつつ、借入額の実施も次にといい形で検討していかざるを得ないのかなという。これは最悪の状態かなというふうには想定しています。そのように考えております。

○議長（広瀬吉彦君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（広瀬吉彦君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(広瀬吉彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第4号「平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(広瀬吉彦君)

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成23年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。